

23環第181号  
23林整計第138号  
国総環第55号  
国都公景第58号  
環自計発第110930001号  
平成23年9月30日

(都道府県知事) 殿

農林水産省大臣官房環境政策課長  
林野庁長官  
国土交通省総合政策局長  
国土交通省都市局長  
環境省自然環境局長

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための  
活動の促進等に関する法律の施行について

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成22年法律第72号。以下「法」という。)が平成22年12月10日に公布された。その後、平成23年8月3日に公布された地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令(平成23年政令第250号)により、平成23年10月1日から法が施行されることとなった。

また、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第2項第3号の特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令(平成23年農林水産省令・国土交通省令・環境省令第2号。以下「特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令」という。)地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第6項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令(平成23年環境省令第23号。以下「環境大臣協議に関する省令」という。)地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第7項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令(平成23年国土交通省令・環境省令第3号。以下「都道府県知事協議に関する省令」という。)地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第15条第3項の規定により地方環境事務所に委任する権限を定める省令(平成23年環境省令第24号。以下「環境事務所長委任省令」という。)がそれぞれ平成23年9月30日に公布され、平成23年10月1日から施行されることとなった。

さらに、法第3条第1項に基づく地域連携保全活動の促進に関する基本方針(農林水産省・国土交通省・環境省告示第2号。以下「基本方針」という。)が平成23年9月30日に公表されたところである。

なお、本法は、平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)によって、一部の条文が改正されている。

貴職におかれても、法の効果的な施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御

協力をお願いすると共に、貴管下市町村にも周知方お願いしたい。

## 記

### 第1 法制定の背景と目的（法第1条関係）

生物多様性は、私たちの生存基盤であり、その恵みによって社会経済が成り立っている。一方、我が国の生物多様性は、担い手の減少による里地里山の劣化や外来種の影響等により深刻な危機に直面している。このような状況の中、平成20年に生物多様性基本法（平成20年法律第58号）が制定され、国は、多様な主体の連携及び協働による生物多様性の保全のための活動を促進するために必要な措置を講ずるものとされている。また、世界的な動きとして、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」が採択され、これを多くの主体とともに達成していくために、同年12月の国連総会において本年から2020年までを「国連生物多様性の10年」とすることが決定された。我が国においても、「愛知目標」の達成も含めて、多様な主体により生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていく機運が高まっている。

南北に長く複雑な地形と四季の変化により多様な自然環境を有し、多様な生物が生息・生育する我が国において、豊かな生物多様性を保全していくためには、地域の特性に応じた取組が必要不可欠である。これらの取組の促進のためには、地方公共団体、農林漁業者、特定非営利活動法人をはじめとした営利を目的としない団体、地域住民、企業等の事業者、教育・研究機関、専門家等の地域における生物多様性保全に重要な役割を担う多様な主体が連携して、地域の自然的社会的条件に応じた活動を実施することが重要である。

そこで、地域における多様な主体が有機的に連携して行う、地域の特性に応じた生物多様性の保全のための活動を促進するため、基本方針の策定及び市町村が作成する地域連携保全活動計画について定め、同計画に基づく活動について関係法令の適用の特例等の措置を講じ、もって、豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、本法が制定されたところである。

### 第2 定義（法第2条関係）

#### 1 生物の多様性

本法における「生物の多様性」は、生物多様性基本法第2条第1項に規定する生物の多様性をいい、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」である。

#### 2 地域連携保全活動

本法に規定される「地域連携保全活動」は生物多様性を保全するために行われる広範な活動を対象としている。法第2条第2項では、生物多様性の保全のための活動として、現

に幅広く行われており、促進する必要性の高い、代表的な活動を条文上に例示している。このため、より具体的な活動や考え方等については、基本方針の第1章を参照されたい。

また、「有機的に連携して」とは、活動をより効果的なものとし、よりよい成果を得るためには、地域で活動を行う主体が相互に密に連絡を取り合い、専門知識を共有し、各主体の能力や立場に応じた適切な役割分担の下で、共通の目標に向けた活動を一体的に行うことを意図したものである。

なお、地域連携保全活動には幅広い活動が含まれるが、当該活動が地域における多様な主体が有機的に連携して行われるものでなければ、本法に規定する地域連携保全活動には該当しないものと解される。

### 第3 地域連携保全活動基本方針（法第3条関係）

基本方針は、地域連携保全活動を促進するに当たっての基本的な考え方や方向性を示すものである。

なお、生物多様性と農林漁業は相互に密接に関わると共に恩恵を享受し合いながら成り立っているため、地域連携保全活動と農林漁業に係る生産活動は、両者の利害の調整を図りつつ、更に相乗的な効果を生むよう、良好な関わり合いを保つ必要がある。そのため、基本方針では「農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項」を定めている。

### 第4 地域連携保全活動計画の作成等（法第4条関係）

地域における生物多様性の保全のための活動が、多様な主体の連携の下に、地域の特性を踏まえて、総合的かつ一体的に実施されることを促進するため、市町村が地域連携保全活動計画（以下「活動計画」という。）を作成することができることとした。

活動計画の作成については、基本方針のほか、以下の1から7までの事項によるものとする。

#### 1 活動計画の作成（法第4条第1項関係）

活動計画の作成には、各地域の自然環境の状況やそれに影響を与える自然的社会的条件を把握していることが重要である。このため、活動計画の作成主体は基礎行政単位である市町村とした。

なお、地域連携保全活動の実施に際しては、活動場所の土地所有者や管理者等の同意・了解等を得るべきであり、また、活動場所の土地に係る既存の計画や公益との調整が図られるべきであることから、活動計画の検討・作成の段階から、必要に応じて地域連携保全活動協議会の仕組みを活用しつつ、これらの関係者への説明や同意・了解を得るなど調整を図ることとする。

#### 2 活動計画の記載事項（法第4条第2項関係）

##### 活動計画の区域

活動計画の区域については、当該地域連携保全活動が土地への立入り等を伴うものであって、当該土地に係る既存の計画や公益に支障を及ぼすおそれがある場合には、活動

計画の区域から当該土地を除くなど、実現可能性も考慮の上適切な範囲を設定することが望ましい。

#### 実施主体

当該活動計画の区域内において地域連携保全活動を行う主体は、

(A)市町村

(B)生物の多様性を保全するための活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人

(C)これに準ずる者として主務省令で定めるもの

としている。

このうち、(C)については、特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令において、生物多様性の保全を目的として設置された団体や、団体の設置目的にかかわらず生物多様性の保全の活動やそのような活動に寄与するため活動を行う団体や個人を含むこととしており、土地所有者や活動資金の提供者も含め、生物多様性の保全に関わる多様な主体が地域連携保全活動の実施主体となることができることとした。

特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令第1号の「生物の多様性を保全するための活動を目的とする」法人は、定款や会則等に、このような活動を行うことを目的としていることが読み取れる記述のあるものである。

同省令第2号中「生物の多様性を保全するための活動」を行う法人等は、生物多様性を保全するための活動を具体的な場所で直接実施するもの、「当該活動の促進に寄与する活動を行う」法人等は、これらの活動を直接行うのではなく、資金や活動場所を提供するなどの活動を行うものが該当する。

同省令第3号は、同省令第2号と同様の活動を行う個人が該当する。

このように、市町村は活動計画の作成に当たって、幅広い主体を実施主体とすることができるが、外来生物の不適切な導入や生物多様性を保全するための活動と偽って他の目的を行うなど生物多様性の保全の趣旨に反する活動を行う者、多様な主体と有機的に連携して生物多様性を保全するための活動を行わない者、市町村が作成する活動計画の実施に大きな支障を及ぼす者については、本法の実施主体には該当しない。

#### 実施内容（実施場所、実施時期、実施方法等）

活動計画においては、それぞれの実施主体が行う地域連携保全活動の実施場所、実施時期、実施方法等の活動に関する事項について可能な限り具体的に記述することとする。ただし、環境教育・学習等必ずしも特定の場所で実施されない活動も含まれることから、これらの活動についてはこの限りではない。なお、地域における多様な主体の有機的な連携を図るため、それぞれの実施主体の役割分担や活動の実施の順序など連携のあり方についても記述することが望ましい。また、活動計画の実施に係る連絡調整を行う場として、法第5条の地域連携保全活動協議会が規定されている。なお、地域連携保全活動の実施時においては、土地所有者や管理者等の指示があった場合、これに従うものとする。

なお、地域連携保全活動に森林の施業が含まれる場合にあっては第4 5の事項に留意して記載されたい。

また、地域連携保全活動に、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく確認又は認定を受けた生態系維持回復事業として実施される活動等、他の法令に基づく活動を含む場合には、このような情報は活動計画の協議等の手続の要否を判断する上で有益で

あることから、当該活動に関する根拠法令、計画名及び計画期間を明記することが望ましい。

#### 国又は都道府県の事業との連携等

本法では、国又は都道府県は地域連携保全活動の実施主体とされていない。一方で、活動計画の目標を達成するためには、地域連携保全活動と国や都道府県の事業が連携して実施されることが望ましい場合もある。このため、当該事業を実施する関係機関と調整を図った上で、それらの事業と当該活動との連携について記載することとしたものである。

### 3 活動計画案の作成についての提案（法第4条第4項及び第5項関係）

#### 特定非営利活動法人等による提案

地域連携保全活動を行おうとする特定非営利活動法人等（第42の(B)及び(C)。以下同じ。）は、当該活動を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、当該活動を含む活動計画の案の作成について提案することができることとした。

これは、市町村と特定非営利活動法人等が連携して活動計画を作成するため、活動の実施主体となる特定非営利活動法人等が活動内容を検討し、これを市町村に提案する民間発意による計画作成の準備を整えたものである。

#### 市町村による活動計画作成の必要性の検討

提案を受けた市町村は、提案を踏まえた活動計画を作成する必要がないと判断した場合は、その旨及びその理由について、提案者に通知するよう努めなければならない。

これは、提案を受けた市町村において十分な検討に付されることを担保し、また、提案が活動計画の作成に反映されない場合に、提案者が提案内容を改善することにより、活動計画の作成に向けた前向きな調整が行えるように、対応の内容を明らかにすることを求めたものである。

また、幅広い提案者からの提案の中には、特定の関係者に限られた活動の実施など地域連携保全活動の趣旨にそぐわない活動、外来生物の不適切な導入など生物多様性の保全の趣旨に反する活動、土地所有者や管理者等の同意・了解が得られる見込みがないなど実現可能性が極めて低い活動等が含まれる場合もある。このような提案を受けた場合には、活動計画案の作成ができない理由を、市町村が提案者に対して明確に伝達することにより、本法に対する正しい理解を促すよう努めることが望ましい。

### 4 活動計画の作成に係る環境大臣又は都道府県知事への協議（法第4条第6項及び第7項関係）

活動計画には、国立公園等における木竹の伐採等の許可等を必要とする行為を含むことがある。このため、活動を円滑に実施するため、実施主体が行う行為について、市町村が一括して許可等を受けることができる規定を設けたものである。

法第4条第6項及び第7項において、市町村は、活動計画を作成しようとする場合において、国立公園等の区域内において規制対象となる行為が含まれるときには、当該行為について許可等の権限を有する環境大臣又は都道府県知事に協議しなければならないこととし、法第6条から第9条までに基づき、協議等の手続を行った活動計画に従って行う行為については許可等があったものとみなす特例を措置した（第6を参照）。

なお、活動計画を変更する場合には、国立公園等において許可等を要する行為に係る変更がなくとも、再度、環境大臣又は都道府県知事に協議が必要となることについて留意されたい。

#### 環境大臣への協議

市町村は、活動計画を作成しようとする場合において、当該地域連携保全活動が以下の行為を含む場合には、当該事項について、環境大臣協議に関する省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、次のア、イ、エ、カに該当する場合にはその同意を得なければならない。

なお、本規定は、平成23年8月30日に公布・施行された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により改正されている（以下は改正後の条文に基づくものである。）。

このうち、イ及びウについては、平成23年11月30日（同法の公布日の3ヶ月後）に施行されるため、それまでは、改正前の規定（イ'）を参照されたい。

ア 自然公園法に規定する国立公園の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可又は同法第33条第1項の規定による届出を要するもの

イ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第4項若しくは第27条第3項の許可又は同法第28条第1項の届出を要する行為

ウ 自然環境保全法第30条において読み替えて準用する同法第21条第1項後段（同法第25条第4項又は第27条第3項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為

イ' 自然環境保全法第25条第4項若しくは第27条第3項の許可、同法第28条第1項の規定による届出又は同法第30条において読み替えて準用する同法第21条第1項後段（同法第25条第4項又は第27条第3項に係る部分に限る。）の同意を要する行為

エ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）第37条第4項の許可又は同法第39条第1項の届出を要する行為

オ 種の保存法第54条第2項（同法第37条第4項に係る部分に限る。）の規定による協議を要する行為

カ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第29条第7項の国指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの

#### 協議の様式及び必要な書類

協議書は様式1によることとし、活動計画及び必要な書類・図面を添えるものとする。活動計画を変更する場合の協議については様式1に準ずるものとする。

また、環境大臣協議に関する省令第2項で規定される「環境大臣が必要と認める書類又は図面」とは、自然公園法等それぞれの法律に基づく許可等の手続に必要な書類又は図面を想定している。これは、当該協議を受けた際、環境大臣は自然公園法等それぞれの法益の観点から、各法令等で定められている許可基準等に即して、当該協議に係る地

域連携保全活動の行為による支障の有無等を判断することから、判断に必要な情報を得ることを意図したものである。なお、審査に支障のない範囲で、各法令で定められている書類又は図面を省略することが可能である。

#### 協議書の提出先

協議に係る行為の実施場所を管轄する環境省自然保護官事務所に提出する。

活動計画が複数の自然保護官事務所の管内にまたがる場合には、主たる行為が行われる場所を管轄する自然保護官事務所に提出する。

#### 都道府県知事への通知及び意見照会

協議に係る行為が国立公園内で実施される場合であって、自然公園法に基づき、行為の許可等の権限が都道府県知事に法定受託されている行為を含む場合には、当該協議の同意に先立って地方環境事務所長から都道府県知事に対する意見照会を行う必要がある旨の申出が当該都道府県知事からあったときは、個々の協議の受理後、当該都道府県知事に様式 2 により意見照会を行うものとする。

の申出の有無にかかわらず、協議書の内容及び当該協議の結果について環境大臣から都道府県知事へ通知するものとする。

#### 都道府県知事への協議

市町村は、活動計画を作成しようとする場合において、当該地域連携保全活動が以下の行為を含む場合には、当該事項について、都道府県知事協議に関する省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議し、当該行為がア～ウのいずれかに該当する場合にあっては、その同意を得なければならない。

なお、ウ及びエに係る規定は、法第 4 条第 8 項の規定により指定都市及び中核市には適用されないこととされているが、平成 23 年 8 月 30 日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により同項が改正されたため、平成 24 年 4 月 1 日以降は、ウ及びエに係る規定は市には適用されないこととなる。

市町村より協議を受けた際には、自然公園法等それぞれの法益の観点から、各法令等で定められている許可基準等に即して、当該協議に係る地域連携保全活動の行為による支障の有無等を判断し、調整を行われたい。

- ア 自然公園法に規定する国立公園の区域内において行う行為であって、同法第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項若しくは第 22 条第 3 項の許可又は同法第 33 条第 1 項の規定による届出を要するもの
- イ 鳥獣保護法第 29 条第 7 項の都道府県指定特別保護地区の区域内において行う行為であって、同項の許可を要するもの
- ウ 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 8 条第 1 項の規定による届出又は同法第 14 条第 1 項の許可を要する行為
- エ 都市緑地法第 8 条第 7 項後段若しくは第 14 条第 4 項の規定による通知又は同条第 8 項後段の規定による協議を要する行為

#### 協議の様式及び必要な書類

協議に当たっては、協議書に当該協議に係る活動計画及び都道府県知事協議に関する省令第1項及び第2項に掲げる書類又は図面を添えるものとする。

同令第1項で規定される「法第4条第7項各号に該当する行為の種類、目的、実施主体、実施場所、実施時期及び実施方法を記載した書類」は、当該活動計画と法第4条第7項各号に該当する行為との関連を明らかにするためのものである。

また、同令第2項で規定される「必要と認める書類又は図面」とは、都道府県知事が当該協議を受けた際、自然公園法等それぞれの法益の観点から審査を行う上で必要となる、自然公園法等それぞれの法律に基づく許可等の手続に必要な書類又は図面を想定している。

ア及びイに係る協議については、様式1を参考にされたい。その際、審査に支障のない範囲で、各法令で定められている書類又は図面を省略することが可能である。

ウ及びエに係る協議については、都道府県知事が定める書類又は図面により行われたい。

#### 処分権限のまたがる活動計画の取扱

活動計画に、法第4条第6項に基づく環境大臣への協議を必要とする行為と、同条第7項に基づく都道府県知事への協議を必要とする行為の双方を含む場合には、それぞれに対して協議書を提出するものとする。

#### 5 市町村森林整備計画との適合（法第4条第11項関係）

活動計画に定める地域連携保全活動が森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている民有林（以下「地域森林計画対象民有林」という。）における森林の施業を含むときは、当該森林の施業に係る部分について、同法第10条の5の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合するものでなければならない。

これは、市町村森林整備計画が、森林の有する多面的機能の発揮のため、地域の特性を踏まえ、立木の伐採等の森林の施業の規範を定めるものであることから、これとの調和を図る観点から設けたものである。

活動計画が、市町村森林整備計画と適合して作成されることにより、市町村の長は活動計画に基づく立木の伐採等が森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の趣旨と合致したものであることを確認できることから、当該届出は不要としている。

したがって、基本方針第3章 3（3）に示したとおり、市町村森林整備計画に適合して作成された活動計画に従わない立木の伐採等を行った場合には、法第10条の規定は適用されず、森林法第10条の8第1項の規定に違反することとなり、罰則を定める第207条第1号に該当することに留意されたい。

このため、地域連携保全活動に地域森林計画対象民有林における立木の伐採等の森林の施業が含まれる場合は、市町村森林整備計画との適合を確認するため、法第4条第2項第3号に規定する地域連携保全活動の実施場所、実施時期及び実施方法その他地域連携保全活動に関する事項として以下の事項を記載の上、様式3を添付すること。

#### 森林法第10条の8第1項に規定する事項

森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第6条第1号から第4号までに定める事項

なお、伐採後の届出については原則として不要であるが、森林法第 11 条第 4 項の認定を受けた森林施業計画に係る森林の伐採については、森林法第 15 条による伐採後の届出が必要であることに留意されたい。

#### 6 生物多様性地域戦略との調和（法第 4 条第 10 項関係）

生物多様性基本法第 13 条第 1 項に基づく生物多様性地域戦略は、地域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標や総合的に講ずべき施策等を定めることとされており、同戦略は、地域の生物多様性の保全を推進するための総合的な指針となるものである。一方、活動計画は、市町村又は特定非営利活動法人等が行う生物多様性の保全のための活動の内容を具体的に記載するものであり、地域において生物多様性の保全を推進するための実行計画となるものである。

地域における生物多様性の保全を一体的に促進するため、活動計画を作成しようとする地域において生物多様性地域戦略が策定されている場合には、当該戦略と当該活動計画との調和が図られる必要がある。このため、生物多様性地域戦略を策定している市町村は、活動計画を作成するに当たっては、当該戦略との調和を保つよう努めなければならないこととした。ただし、本規定は地域連携保全活動の策定に当たって、生物多様性地域戦略の策定が要件となることを意図したものではない。

なお、当該市町村を含む都道府県が既に生物多様性地域戦略を策定している場合、又は、都道府県又は市町村において生物多様性地域戦略の策定に向けた検討が行われている場合には、あらかじめ調整を図ることが望ましい。

#### 7 活動計画の公表（法第 4 条第 12 項関係）

市町村は、活動計画を作成した場合には、遅滞なく、当該活動計画を公表するよう努めなければならない。

これは、国や都道府県による地域連携保全活動への協力を促進し、また、地域における活動に対する理解を深め、新たな主体の参加や支援につながることを期待する趣旨によるものである。

なお、公表に当たっては、インターネットなども活用し、広く周知に努めるとともに、公表した旨を国、都道府県、地域連携保全活動支援センター等関係機関に連絡することが望ましい。

### 第 5 地域連携保全活動協議会（法第 5 条関係）

市町村が活動計画の作成を行う際に、地域連携保全活動の実施や協力が見込まれる多様な主体と協議し、また、当該活動計画を実施する際にそれらの主体が連絡調整や合意形成を行うため、市町村は地域連携保全活動協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとした。

なお、国や都道府県については、地域連携保全活動と連携を図るべき事業を実施している場合が想定されるとともに、地域連携保全活動の実施に関して適切な助言や支援を行うことが求められていることから、市町村が必要と認めるときに地域連携保全活動協議会の構成員となることができることとした。

## 第6 関連法の特例

地域連携保全活動を促進するため、市町村が活動計画を作成する際に、当該活動計画が自然公園法等に基づく許可等を要する行為を含む場合には、当該許可等の権限を有する者が一括して審査等を行う仕組みを設けることによって（第4を参照）、当該活動計画に基づく活動については個別法に基づく許可等がなされたものとみなす特例を措置したものである。

なお、活動計画の特例に係る行為について協議を行った場合や、活動計画を市町村森林整備計画に適合させた場合であっても、活動計画に記載した実施場所、実施方法と異なる行為を行った場合には、自然公園法等の個別の法律に基づく処分の対象となる可能性があることについて注意が必要である。

### 1 自然公園法等の特例（法第6条から第9条まで関係）

環境大臣が同意した活動計画に基づいて、当該活動計画において実施主体として定められた者（以下「地域連携保全活動実施者」という。）が、第4-4 アからエまで並びにア及びイに掲げる行為を実施する場合には、許可等があったものとみなされる。

### 2 森林法の特例（法第10条関係）

市町村森林整備計画に適合した活動計画に従って行う立木の伐採については、森林法に基づく伐採の届出との重複を排除するため、森林法第10条の8第1項の規定は適用しない。

### 3 都市緑地法の特例（法第11条関係）

都道府県知事に協議し、第4-4 ウにおいてはその同意を得た活動計画に基づいて、地域連携保全活動実施者が、第4-4 ウ及びエに掲げる行為を実施する場合には、許可等があったものとみなされる。

## 第7 生物の多様性の保全上重要な土地の取得の促進等（法第12条関係）

### 1 生物の多様性の保全上重要な土地の取得の促進に必要な措置（法第12条第1項関係）

生物多様性基本法第21条第3項では、国は生物多様性の保全上重要な土地の取得を促進するための措置を講ずるものとされている。

本条では、民間団体等による自然環境保全のための土地の買取り等を促進するため、寄附金税制に係る情報の提供等の支援を行うことが該当する。

### 2 環境大臣が寄附により取得した土地における生物の多様性の保全に係る意見の聴取（法第12条第2項関係）

環境大臣が寄附により土地を取得した場合、寄附者は、当該土地の管理履歴等の生物多様性の保全上必要な多くの情報や知見を有している可能性が高い。そのため、環境大臣は、以下に掲げる区域内の土地を寄附によって取得した場合には、当該土地の生物多様性の保全について、寄附をした者から意見を聴くこととした。

ア 自然公園法第20条第1項の規定による特別地域のうち、同法第21条第1項の規定による特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

イ 生息地等保護区のうち、種の保存法第37条第1項の規定による管理地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

ウ 鳥獣保護法第28条の2第1項の国指定鳥獣保護区のうち、同法第29条第7項の国指定特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域

なお、上記において、「これに準ずる区域として環境大臣が指定する区域」が規定されているが、本法の施行時点で指定する区域はない。

## 第8 地域連携保全活動支援センター（第13条関係）

地方公共団体は、効果的な地域連携保全活動を促進するため、関係者間における連携及び協力のあっせん並びに情報の提供及び助言を行う拠点（地域連携保全活動支援センター）としての機能を担う体制を確保するよう努めることとする。なお、当該機能を担う体制については、必ずしも新規施設の整備や専門組織の設立を必要とするものではなく、既存の地方公共団体の出先機関や地方公共団体から業務委託や指定を受けた民間の団体が、その機能を担うことも想定される。また、適切に管理されたウェブサイトなどが当該機能を担うことも考えられる。

## 第9 国等の援助（第14条関係）

国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めることとしている。情報の提供に関して、国の具体的な支援策として、活動計画作成のための手引書の作成や地域連携保全活動に関する情報を集約するウェブサイトの構築等を予定している。このような支援策のほか、地域連携保全活動に関する情報については、国、地方公共団体及び地域連携保全活動支援センター間で共有されるよう、3者間の緊密な連携が求められる。

また、助言に関して、地域連携保全活動の実施方法等に関する助言のほか、活動計画の作成に関する技術的な助言等を行うことも想定している。

## 第10 主務大臣等（第15条関係）

### 1 主務大臣

本法においては、自然環境保全、農林漁業振興や都市緑地保全といった施策について十分な知見を有するとともに、活動計画に基づく活動に伴う行為について特例措置が適用される法律を所管する環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣を主務大臣とした。

### 2 権限の委任

活動計画に基づく行為について特例措置が適用される法律のうち、自然公園法等の環境大臣が所管するものは、それらの法律に基づく許可等に係る環境大臣の権限の一部を地方環境事務所長へ委任している。このため、本法における規制の特例に係る行為を含む活動

計画の協議等についての環境大臣の権限も、同様に地方環境事務所長に委任することとした（環境事務所長委任省令）。

様式 1

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための  
活動の促進等に関する法律第 4 条第 6 項の規定に基づく協議について

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第 4 条第 6 項の規定により、地域連携保全活動計画の作成にあたって、以下の事項について協議します。

年 月 日

市町村の名称  
市町村長の氏名（押印又は署名）  
住所

環境大臣 殿  
（ 地方環境事務所長 殿 ）

（ 担当部署名、担当者名及び連絡先 ）

(別紙)

協議に係る地域連携 保全活動計画の名称		
協 議 に 係 る 行 為	行 為 の 種 類	
	行 為 の 目 的	
	実 施 主 体	
	実 施 場 所	
	行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況	
	実 施 時 期	
	実 施 方 法	
備 考		

(備考)

1. 添付書類・図面

協議に係る地域連携保全活動計画

協議に係る行為の場所を明らかにした縮尺 1/25,000 以上の地形図

その他、行為の施行方法の表示に必要な図面等

2. 注意

当該地域連携保全活動計画のうち「協議に係る行為」について、当該行為の種類毎に各項目を記入する。その際、必要に応じて、表を追加すること。

「行為の種類」欄には、別表に掲げる「地種区分」及び「行為の種類」欄の該当する内容を記入すること。

「行為の目的」欄には、当該地域連携活動における当該行為の位置付け及び必要性を簡潔に記入すること。

「実施主体」欄には、当該地域連携活動計画に実施主体として位置付けられた者のうち当該行為を行う者の氏名及び住所（団体にあっては、名称、住所及び代表者の氏名）を記入すること。

「実施場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

「行為地及び付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を記入すること。

「実施方法」欄には、行為の種類に応じて、別表に掲げる「記入項目」欄の項目について記入すること。

「備考」欄には、次の事項を記入すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可、その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び協議者が土地所有者と異なる場合は、土地の所有者の諾否又はその見込み

## 別表

法	地域区分	行為の種類	記入項目
自然公園法	自然公園 (特別地域)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
		木竹の伐採	林況(林種及び樹種、林齢、森林面積、総蓄積(a))、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積(b)、伐採材積歩合(b/a)、関連行為の概要、伐採跡地の取扱
		高山植物等(木竹、木竹以外の植物)の採取(損傷)	採取(損傷)物の種類、採取(損傷)物の数量、採取(損傷)方法、関連行為の概要
		鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
		水位(水量)に増減を及ぼす行為	水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容(量、時期を含む)
		汚水等の排出	汚水等の種類及び原因、汚水等の処理施設の種類、規模及び能力、汚水等の水質、排出の時期及び量、指定水域等への排出方法
		広告物の設置等	独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の方法
		物の集積(貯蔵)	集積(貯蔵)物の種類、集積(貯蔵)方法、土地使用面積及び集積(貯蔵)する高さ、関連行為の概要、集積(貯蔵)設備
		水面の埋立(干拓)	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱
		土地の形状変更	変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為の概要、変更後の取扱
		植物の植栽(播種)	植栽(播種)する植物の種類、植栽(播種)面積、植栽(播種)数量、植栽(播種)方法、管理方法、関連行為の概要
		動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))	動物(卵)の種類、捕獲(殺傷)(採取(損傷))物の数量、捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法、関連行為の概要
		動物の放出(家畜の放牧を含む)	動物(家畜)の種類、動物(家畜)の数量、管理方法
		工作物等の色彩変更	色彩を変更する工作物、色彩を変更する箇所、現在の色彩、変更後の色彩
		指定区域内への立入り	立ち入る者の人数及び氏名並びに期間、立ち入る経路又は範囲、立ち入る方法
車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)	車馬(動力船、航空機)の種類及び数、使用(着陸)範囲及び面積、使用(着陸)方法		

自然公園法	自然公園 (特別保護 地区)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
		木竹の伐採	林況(林種及び樹種、林齢、森林面積、総蓄積(a))、伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積(b)、伐採材積歩合(b/a)、関連行為の概要、伐採跡地の取扱
		高山植物等(木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝)の採取(損傷)	採取(損傷)物の種類、採取(損傷)物の数量、採取(損傷)方法、関連行為の概要
		鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
		水位(水量)に増減を及ぼす行為	水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容(量、時期を含む)
		汚水等の排出	汚水等の種類及び原因、汚水等の処理施設の種類、規模及び能力、汚水等の水質、排出の時期及び量、指定水域等への排出方法
		広告物の設置等	独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の方法
		物の集積(貯蔵)	集積(貯蔵)物の種類、集積(貯蔵)方法、土地使用面積及び集積(貯蔵)する高さ、関連行為の概要、集積(貯蔵)設備
		水面の埋立(干拓)	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱
		土地の形状変更	変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為の概要、変更後の取扱
		(木竹以外の)植物の植栽(播種)	植栽(播種)する植物の種類、植栽(播種)面積、植栽(播種)数量、植栽(播種)方法、管理方法、関連行為の概要
		動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))	動物(卵)の種類、捕獲(殺傷)(採取(損傷))物の数量、捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法、関連行為の概要
		動物の放出(家畜の放牧を含む)	動物(家畜)の種類、動物(家畜)の数量、管理方法
		工作物等の色彩変更	色彩を変更する工作物、色彩を変更する箇所、現在の色彩、変更後の色彩
		指定区域内への立入り	立ち入る者の人数及び氏名並びに期間、立ち入る経路又は範囲、立ち入る方法
		車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)	車馬(動力船、航空機)の種類及び数、使用(着陸)範囲及び面積、使用(着陸)方法
木竹の植栽	植栽種別、植栽面積、植栽樹種、樹齢、植栽数量、管理方法、関連行為の概要		
火入(たき火)	火入れ(たき火)の及ぶ範囲、設備、火入れ(たき火)後の取扱		

自然公園法	自然公園 ( 海域公園 地区 )	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
		鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
		汚水等の排出	汚水等の種類及び原因、汚水等の処理施設の種類、規模及び能力、汚水等の水質、排出の時期及び量、指定水域等への排出方法
		広告物の設置等	独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の方法
		水面の埋立(干拓)	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱
		海底の形状変更	変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為の概要、変更後の取扱
		動力船の使用	動力船の種類及び数、使用範囲及び面積、使用方法
		動物の捕獲(殺傷)(植物の採取(損傷))	動物(植物)の種類、捕獲(殺傷)(採取(損傷))物の数量、捕獲(殺傷)(採取(損傷))物の方法
		物の係留	物の種類、占有する海面の面積、係留施設、係留方法
自然公園 (普通地域)	自然公園 (普通地域)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
		水位(水量)に増減を及ぼす行為	水位(水量)の増減の及び範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容(量、時期を含む)
		広告物の設置等	独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の方法
		水面の埋立(干拓)	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱
		鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
		土地(海底)の形状変更	変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為の概要、変更後の取扱
自然環境保全法	自然環境保全 (特別地区)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
		土地の形質変更	変更する面積、工事の方法、変更後の形質、関連行為の概要、変更後の取扱
		鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形質を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形質、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
		埋立、干拓	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱

自然環境保全法		水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	水位(水量)の増減の原因となる行為、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減を及ぼす時期及び量
		木竹の伐採	林況(林種、樹種、林齢、森林面積、総蓄積)、施行方法(伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積、伐採材積歩合、伐採設備、伐採跡地の取扱)
		木竹の損傷	損傷物の種類、数量、方法
		車馬、動力船の使用、航空機の着陸	立ち入らせるものの種類及び数、立ち入らせる範囲及び面積、立ち入らせる方法
		植物の植栽、播種	面積、種類、数量、方法、管理方法
		汚水等の排出	汚水等の種類及び原因、汚水等の処理施設の種類、規模及び能力、汚水等の水質、排出の時期及び量、指定水域等への排出方法
		動物の放出(家畜の放牧を含む)	放牧面積、家畜の種類及び頭数、関連行為の概要、放牧設備、放牧時期、管理方法
自然環境保全地域 (海域特別地区)		工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
		海底の形質変更	変更する面積、工事の方法、変更後の形質、関連行為の概要、変更後の取扱
		鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形質を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形質、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
		動物の捕獲又は殺傷、動物の卵の採取又は損傷	動物(卵)の種類、捕獲又は殺傷(採取又は損傷)物の数量、方法
		物の係留	物の種類、占有する海面の面積、係留設備、係留方法
		動力船の使用	立ち入らせるものの種類及び数、立ち入らせる範囲及び面積、立ち入らせる方法
自然環境保全地域 (普通地区)		工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩、関連行為の概要、施行後の周辺の取扱
		土地の形質変更	変更する面積、工事の方法、変更後の形質、関連行為の概要、変更後の取扱
		鉱物の掘採(土石の採取)	鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、土地の形質を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形質、関連行為の概要、掘採(採取)跡地の取扱
		埋立、干拓	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱
		水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	水位(水量)の増減の原因となる行為、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減を及ぼす時期及び量

種 の 保 存 法	生息地等保 護区  (管理地区)	工作物の新(改、増)築	工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色 彩、関連行為の概要、影響軽減の方法
		土地の形質変更	変更する面積、工事の方法、関連行為の概要、変更後の取扱
		鉱物の掘採(土石の採 取)	鉱物(土石)の種類、採掘(採取)量、掘採(採取)設備、土地形状の 変更面積、関連行為の概要、影響軽減の方法
		埋立、干拓	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法
		水位(水量)に増減を及 ぼさせる行為	水位(水量)の増減の及び範囲、水位(水量)の増減を及ぼす時期及び 量、水位(水量)の増減の原因となる行為、設備、影響軽減の方法
		木竹の伐採	伐採種別、伐採樹種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積、 伐採設備、影響軽減の方法
		野生動植物種等の捕獲 等	捕獲等をする物の種類、数量、捕獲等の方法、関連行為の概要、影響軽 減の方法
		汚水等の排出	汚水等の水質、排出の時期・量、排水方法(排水設備の概要)、影響軽減 の方法
		車馬、動力船の使用、航 空機の着陸	車馬(動力船・航空機)の種類及び数、使用(着陸)の範囲及び面積、 使用(着陸)方法
		動植物種の持込み等	持込み等をする物の種類、数量、持込み等の方法、関連行為の概要、影 響軽減の方法
		指定物質の散布	散布をする物の種類、数量、散布の方法、関連行為の概要、影響軽減の 方法
		火入れ・たき火	火入れ(たき火)の及び範囲、設備、関連行為の概要、影響軽減の方法
		指定方法による観察	観察の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法
		生息地等保 護区  (監視地区)	工作物の新(改、増)築
	土地の形質変更		変更する面積、工事の方法、関連行為の概要、変更後の取扱
鉱物の掘採(土石の採 取)	鉱物(土石)の種類、採掘(採取)量、掘採(採取)設備、土地形状の 変更面積、関連行為の概要、影響軽減の方法		
埋立、干拓	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、影響軽減の方法		
水位(水量)に増減を及 ぼさせる行為	水位(水量)の増減の及び範囲、水位(水量)の増減を及ぼす時期及び 量、水位(水量)の増減の原因となる行為、設備、影響軽減の方法		
鳥 獣 保 護 法	国指定鳥獣 保護区  (特別保護 地区)	建築物その他の工作物 の新(改、増)築	規模、構造、工事の方法、行為の過程、関連行為の概要
		木竹の伐採	林況(林種及び樹種、林齢、森林面積、総蓄積(a))、伐採種別、伐採樹 種、伐採面積、平均樹齢、平均胸高直径、伐採材積(b)、伐採材積歩合(b/a)、 関連行為の概要、伐採跡地の取扱
		水面の埋立(干拓)	埋立(干拓)面積、工事の方法、関連行為の概要、埋立(干拓)後の取扱

様式 2

文書番号  
発出年月日

都道府県知事 殿

地方環境事務所長  
( 自然環境事務所長 )

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための  
活動の促進等に関する法律第 4 条第 6 項の規定に基づく  
協議について

市(町又は村)より、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第 4 条第 6 項の規定に基づく地域連携保全活動計画に係る協議があったので、貴殿の意見を求めます。

(備考)

・協議書類及び図面一式

